長　障　福　号　外
令和２年５月２７日

自立支援医療（更生医療）受給者　様

長崎市障害福祉課長（公印省略）

自立支援医療（更生医療）支給認定申請（再認定）について

日頃から本市福祉行政にご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、自立支援医療（更生医療）について、本年度も７月１日以降に受給を希望される場合は再認定が必要となります。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑みて、再認定申請のために、急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、申請書類一式の提出を不要とし、受給者証の有効期間を１年間延長することとします。

その他の主な取扱いは下記のとおりですのでご覧いただき、ご不明の点については障害福祉課までお問い合わせください。

【主な取扱い】

（１）申請書類一式の提出を不要とし、有効期間を１年延長します。

（２）受給者証に記載された「有効期間」以外の事項を変更しようとする場合は、申請又は届出等が必要です。必要書類については障害福祉課までお問い合わせください。

［例］氏名、住所、保険者証の記号及び番号、医療機関、自己負担上限額など

（３）延長後の有効期間を記載した受給者証を新たに発行します。

長崎市障害福祉課
【電話】095-829-1141